平成２３年（フ）第１２８号
広島県呉市天応西条２丁目６番22号
債務者　戸高　憲和
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第１３０号
広島県呉市焼山本庄４丁目７番５号
債務者　中川　　哲
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第２１１号
福岡県久留米市津福今町249番地70
債務者　井上　雅博
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第２１２号
福岡県久留米市津福今町249番地70
債務者　井上美登里
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第５６号
福岡県大牟田市大字手鎌1083番地
債務者　河野　勝博
1　決定年月日時　平成23年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２３年（フ）第４１号
福井県敦賀市野神１号23番地
債務者　松森　和人
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２３年（フ）第４３号
福井県敦賀市櫛川24号５番地の１
債務者　笹原　　勲
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２３年（フ）第１７６号
長野市青木島１丁目29番地２
債務者　玉井　久子
1　決定年月日時　平成23年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４２号
兵庫県宍粟市山崎町須賀沢1297番地１
債務者　瀬畑　亜樹
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２３年（フ）第５６８号
北九州市小倉南区若園２丁目25番３―307号
債務者　岩崎　恵美
1　決定年月日時　平成23年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第５６９号
北九州市若松区大井戸町８番10号
債務者　荒平　孝宏
1　決定年月日時　平成23年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第６１６号
北九州市小倉北区江南町５番47―311号
債務者　中満明日香
1　決定年月日時　平成23年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第６３６号
北九州市小倉南区葉山町２丁目６番５―101号
債務者　山下　常好
1　決定年月日時　平成23年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第６５５号
北九州市小倉南区下石田１丁目16番７号
債務者　上村　奈美
1　決定年月日時　平成23年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第６５６号
福岡県遠賀郡岡垣町大字三吉226番地４
債務者　加藤　成美
1　決定年月日時　平成23年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第３０８号
沖縄県那覇市字天久1113番地天久マンション　Ｂ―７
債務者　上間　初美
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第３０９号
沖縄県那覇市字天久1113番地天久マンション　Ｂ―７
債務者　上間　芳彦
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第３２０号
沖縄県豊見城市字真玉橋122番地２　コーポ橋203号
債務者　サーカー・スニエル・ランジャン
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
那覇地方裁判所民事第３部